| | |
|---|---|
| 百分の二・七五以上百分の五・五未満 | 百分の三 |
| 百分の五・五以上百分の七・五未満 | 百分の二 |
| 百分の七・五以上百分の十一未満 | 百分の一 |
| 百分の十一以上百分の十一・四未満 | 百分の〇・五 |
| 百分の一未満 | 百分の十 |
| 百分の一以上百分の二・七五未満 | 百分の四 |
| 百分の二・七五以上百分の五・五未満 | 百分の三 |
| 百分の五・五以上百分の七・五未満 | 百分の二 |
| 百分の七・五以上百分の十一・七未満 | 百分の一 |
| 百分の十一・七以上百分の十三・五未満 | 百分の〇・五 |

共済組合

| | |
|---|---|
| 百分の一未満 | 百分の十 |
| 百分の一以上百分の一・五未満 | 百分の四 |
| 百分の一・五以上百分の二・五未満 | 百分の三 |
| 百分の二・五以上百分の三・五未満 | 百分の二 |
| 百分の三・五以上百分の五未満 | 百分の一 |

総合型健康保険組合、日本私立学校振興・共済事業団又は算定政令第二十五条の三第一項第一号の規定により厚生労働大臣が定める組合

附　則

（令和三年度の確定後期高齢者支援金に係る加算対象保険者の基準）

**第十八条の七**　令和三年度の確定後期高齢者支援金に係る算定政令第二十五条の三第一項第一号に規定する特定健康診査等の実施状況が不十分なものとして厚生労働省令で定める基準は、第四十条の二第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当することとする。

一　令和二年度における特定健康診査の実施率が、同年度において、次の表の上欄に掲げる保険者の種類に応じ、同表の下欄に掲げる実施率に満たないこと。

| 保険者の種類 | 実施率 |
|---|---|
| 単一型健康保険組合又は共済組合 | 百分の五十七・五 |

| | |
|---|---|
| 百分の五・五以上百分の十未満 | 百分の〇・五 |
| 百分の〇・一未満 | 百分の五 |
| 百分の〇・一以上百分の二・五未満 | 百分の一 |
| 百分の二・五以上百分の五未満 | 百分の〇・五 |

総合型健康保険組合、日本私立学校振興・共済事業団又は算定政令第二十五条の三第一項第一号の規定により厚生労働大臣が定める組合

附　則

（新設）